

# 1. 化学物質管理のあり方の見直し

※新法規改正事項

○危険・有害な物質に対する個別規制対象外の物質でも、使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれ（「胆管がん事案」の原因物質も発生時は特別規則による個別規制対象外）



○一定の危険性・有害性が確認されている化学物質（安全データシート（SDS）の交付が義務づけられている640物質）について、事業者は危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を義務付ける。

## 【制度改正の概要】

